

## 【会社法】

# 定時株主総会を見据えた 定款・株式取扱規程・取締役会規則の見直しポイント



大江橋法律事務所 弁護士／  
カリフォルニア州弁護士  
尾形 優造

▶ PROFILE

yuzo.ogata@ohebash.com

## 第1 はじめに

本稿では、近年のコーポレートガバナンスの進展、それに呼応するようなアクティビスト株主の活発化等を踏まえ、主に上場会社を対象として、①株主総会の円滑な運営のための備え、②株主総会後のガバナンス強化への対応、③コロナ禍等の不測の事態への備えの3つの観点から、定款・(定款の委任に基づく)株式取扱規程・取締役会規則に関し、定時株主総会を見据えて見直しを行うべきポイントをご紹介します。

なお、本稿における規定例の多くは、多くの上場会社において採用されている全国株主連合会(全株懇)モデル<sup>注1</sup>に筆者が若干の調整を加えたものですが、実際に採用される際は、各会社に応じた更なるカスタマイズが必要になる点にご留意ください。

## 第2 株主総会の円滑な運営のための備え

### 1 議決権の代理行使に関する制限

#### 【定款・株式取扱規程】

株主は株主総会の議決権行使を代理人に委任できるところ(会社法310条1項)、株主総会が第三者により攪乱されることを防止するため、会社は株主総会に出席できる代理人の資格や数を制限することができると理解されており、多くの上場会社で、代理人を名義株主1名に限る旨を定款に規定しています。

この点に関して、近年の会社と投資家との対話促進の流れ

の中で、全株懇が「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」(2015年11月13日決定、2021年8月27日改正)<sup>注2</sup>を公表し、グローバルな機関投資家等が適法に株主総会に出席するための具体的な方法として、実質株主である機関投資家等による議決権の代理行使を可能とする旨を定款に規定する方法を提示しています。株主総会に出席できる範囲を明確にして法的安定性を高める観点から、当該規定を追加することも検討に値します。

#### 【定款】グローバル機関投資家等の株主総会への出席に係る定款変更例 (下線部参照)

変更前	変更後
第●条(議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。 (新設)	第●条(議決権の代理行使) (現行どおり)  2.前項の規定にかかわらず、 取締役会において定める株式取扱規程に定めるところにより、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家は、株主

<sup>注1</sup> 全国株主連合会「全株懇株式実務総覧[第2版]」2-34頁(商事法律、2022)

<sup>注2</sup> [https://www.kabukon.tokyo/data/data/guidelines/¥guideline\\_2021\\_j.pdf](https://www.kabukon.tokyo/data/data/guidelines/¥guideline_2021_j.pdf)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

総会に出席してその議決権を代理行使することができる。

### 【株式取扱規程】グローバル機関投資家等の株主総会への出席に係る規定例

#### 第●章 グローバル機関投資家等の総会出席

##### 第●条(定義)

定款第●条第2項に規定される「信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家」(以下「グローバル機関投資家等」という。)とは、法人その他の団体であって以下の各号に定める者のうち、当会社の株式に係る議決権行使の指図権限を現に有する者とする。但し、当該者が指図権限を有する議決権について、議決権を代理行使する株主総会において当該者以外に議決権行使の指図権限を有する者がいない者に限る。

- (1) 信託銀行の名義で株式を保有し、自己名義で保有していない機関投資家又は当該機関投資家との投資一任契約に基づき投資指図権を有する者
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律第2条に定める委託者指図型投資信託の委託会社
- (3) 証券保管銀行(カストディアン)若しくは証券会社等(ノミニール)の名義で株式を保有している日本国外に所在する機関投資家又は当該機関投資家との投資一任契約に基づき投資指図権を有する者

第●+1条(グローバル機関投資家等による議決権の代理行使)  
グローバル機関投資家等は、次条から第●+4条までの要件及び手続を満たすことを条件として、当会社の株主総会に出席して議決権を代理行使する(以下単に「議決権を代理行使する」という。)ことができる。

第●+2条(議決権を代理行使できるグローバル機関投資家等の員数)

議決権を代理行使することができるグローバル機関投資家等は、株主名簿に記録された株主(以下「名義株主」という。)1名につき1名とする。

2.前項の規定にかかわらず、同一の株主総会において議決権の代理行使を希望するグローバル機関投資家等が名義株主1名につき複数存在する場合において、合理的な理由により当社が複数名の出席を必要と認めた場合には、グローバル機関投資家等1名につき1名の出席を認めることができる。

第●+3条(グローバル機関投資家等及び名義株主による合理的協力)

議決権の代理行使を希望するグローバル機関投資家等は、直接又は名義株主若しくは常任代理人を経由して株主総会の2週間前までに当社にその旨を通知しなければならない。

2.議決権の代理行使を希望するグローバル機関投資家等及びその名義株主は、グローバル機関投資家等が株主総会に出席しても当該総会における議決権の集計その他の総会運営が正確にかつ円滑になされるよう、当社に対して合理的な協力を行うものとする。

第●+4条(提出書類等)

議決権の代理行使を希望するグローバル機関投資家等は、その名義株主又は常任代理人と協働して、次の各号の書類を当社があらかじめ指定した者宛てに提出するものとする。

- (1) 委任状
- (2) 当社が定める様式の議決権代理行使に関する証明書
- (3) 本人確認書類

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(4)職務代行通知書その他当社が要請する書面

2.前項の場合において、日本国外に所在するグローバル機関投資家等であって、名義株主が作成した書類を常任代理人を通じて当社に提出するときは、当該常任代理人による当該書類の作成の真正を証する書類を併せて提出するものとする。

3.前二項に掲げる書類の提出期限は以下のとおりとする。

(1)写し 株主総会の3営業日前までに提出する

(2)原本 株主総会当日に持参して提出する

に応じて募集株式の  
割当て及び募集新  
株予約権の割当てを  
受ける権利

## 2 単元未満株式についての権利制限【定款】

単元未満株式についての権利に関しては、定款で規定することにより、会社法189条2項各号に定められた権利以外の権利の全部又は一部を付与しないことが認められています(同項柱書)。例えば、単元未満株式について各種書類(定款及び株主名簿を除く)の閲覧・謄写請求権等の権利を認めない場合、認める権利を列挙し、それ以外の権利は認めない旨規定することが考えられます。

【定款】単元未満株式についての権利制限に係る定款変更例 (下線部参照)	
変更前	変更後
(新設)	<p>第●条(単元未満株式についての権利)</p> <p>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2)株主の有する株式数</p>

## 3 株主提案権の行使に関する制限【株式取扱規程】

### (1)字数制限

株主提案に係る提案理由及び役員選任議案等に関する一定の事項については、株主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合には、その概要を記載すれば足り(会社法施行規則93条1項柱書)、会社があらかじめ定めた分量を超える場合も同様とされています(同項括弧書)。旧商法時代に存在した400字以内という制限を下回らない限り、直ちに不合理な制約と評価されることはないと考えられることから、400字の字数制限を株式取扱規程において設けることが考えられます。

### 【株式取扱規程】株主提案に係る提案理由を参考書類に記載する場合の字数制限に関する規定例

第●条(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当社が定める分量は次の各号のとおりとする。

(1)提案の理由  
各議案につき400字

(2)提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項  
各候補者につき400字

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## (2) 10を超える数に相当することとなる数の議案の決定方法

令和元年改正会社法において、株主提案権の濫用的な行使を制限するため、取締役会設置会社の提案株主が議案要領通知請求権の行使により提出しようとする議案の数が10を超える場合、会社は10を超える数に相当することとなる数の議案について、議案要領通知請求を拒絶できるとする規定が新設されました(会社法305条4項前段)。提案株主が10を超える議案を提出した場合、どの議案が個数制限に抵触し、拒絶されることになるかについては、株主があらかじめ議案相互間の優先順位を定めている場合はこれに従い、それ以外の場合には取締役が定めるものとされています(同条5項)。

取締役が拒絶対象の議案を定める方法については、事前に何らかのルールを設けておかなければ、混乱が生じるおそれがあるため、あらかじめ株式取扱規程に定めておくことが考えられ、合理的な決定方法として、立案担当者解説<sup>注3</sup>では、以下のような規定が例示されています。

### 【株式取扱規程】10を超える数に相当することとなる数の議案の決定方法に関する規定例

#### 第●条(株主提案権の個数制限)

議案を、原則として、株主が記載している順序に従って、横書きの場合には上から(縦書きの場合には右から)数えて決定するものとするが、議案が秩序立って記載されていないなど、その順序を判断することが困難である場合には、取締役が任意に選択するものとする。

## (3) 株主確認方法

会社は、代理権を証明する方法を定めることができるため(会社法施行規則63条5号)、上場会社の多くは、あらかじめ定款及び株式取扱規程をもって代理権を証明する方法を定めています。なお、「証明資料等」については、全株懇が公表している「株

主本人確認指針」(2008年12月5日決定、2020年10月16日最終改正)<sup>注4</sup>において、証明資料や確認方法について例示されています。

### 【株式取扱規程】株主確認の方法に係る規定例

#### 第●条(株主確認)

株主(個別株主通知を行った株主を含む。)が請求その他株主権行使(以下「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、又は提供するものとする。但し、当社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2. 当社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。

3. 代理人により請求等をする場合は、前二項の手続のほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。

4. 代理人についても第1項及び第2項を準用する。

<sup>注3</sup> 竹林俊憲編「一問一答 令和元年改正会社法」63頁(商事法務、2020)

<sup>注4</sup> [http://www.kabukon.net/pic/study\\_2020\\_09.pdf](http://www.kabukon.net/pic/study_2020_09.pdf)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 第3 株主総会後のガバナンス強化への対応

### 1 責任限定契約の導入・対象範囲の拡大【定款】

平成26年会社法改正により、責任限定契約を締結できる役員  
の範囲が拡大され、非業務執行取締役や社外監査役でない  
監査役についても、定款の定めにより責任限定契約を締結可  
能になりました(会社法427条1項)。優秀な役員の確保及び経  
営判断等に関する萎縮効果の排除によりガバナンス強化を図  
るべく、責任限定契約を導入したり、対象役員の範囲を拡大し  
たりする例が増えております。

【定款】責任限定契約に係る定款変更例 (下線部参照)	
変更前	変更後
第●条(社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、 <u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	第●条(取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第●条(社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427	第●条(監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427

条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

条第1項の規定に基づき、監査役との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### 2 買収防衛策に関する規定の改廃【定款】

買収防衛策の導入に際しては必ずしも定款の定めを要するわけではありませんが、取締役会設置会社では、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り株主総会において決議できるとされていることを踏まえ(会社法295条2項)、株主総会の決議による買収防衛策導入の法的根拠を明確にするために、あらかじめ定款に定めを設けている会社が相当数あります。

近年では買収防衛策に係る議案に対して議決権行使助言会社や機関投資家から厳しい判断が示される傾向があります。これに加え、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」<sup>注5</sup>において、買収防衛策(同指針では「対応方針」)が事前に開示されていることで、導入企業は(望ましい買収も含めて)潜在的な買収先候補から除外されている可能性があり、経営への外部からの規律が弱まるという指摘が紹介されていることも踏まえ、買収防衛策を更新せずに当該定款の定めを廃止することも考えられます。

注5 <https://www.meti.go.jp/press/2023/08/20230831003/20230831003.html>ご参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【定款】買収防衛策に係る定款変更例 (下線部参照)	
変更前	変更後
<p>第●条(新株予約権無償割当ての決定機関)</p> <p>当会社の株主総会においては、法令又は定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、買収防衛策の基本方針をその決議により定めることができる。</p> <p>2.当会社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議による場合のほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</p> <p>3.第1項における買収防衛策とは、当社が資金調達又は業務提携等の事業目的を主要な目的とせず、新株又は新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入と</p>	(削除)

<p>は、買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行うなど買収防衛策の具体的な内容を決定することをいう。</p>
--

### 3 取締役会議長の柔軟化【定款】

定款上、代表取締役社長が取締役会議長を務めるとの規定例も珍しくありませんが、ガバナンス強化の観点から、業務執行取締役ではなく社外取締役が取締役会議長を務める例も近年増加しています。

その時々で最適なガバナンス体制を構築できるように、取締役会議長(及び取締役会の招集権者)について、代表取締役社長に決め打ちしない形に変更することが検討されます。

【定款】取締役会議長に係る定款変更例 (下線部参照)	
変更前	変更後
<p>第●条(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>	<p>第●条(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p>

### 4 取締役会決議事項【取締役会規則】

#### (1) 補償契約の内容の決定・D&O保険契約の内容の決定

令和元年会社法改正において、補償契約の内容の決定(会社法430条の2第1項)及び役員等賠償責任保険契約(いわゆるD&O保険契約)の内容の決定(同法430条の3第1項)は、取締役会決議を要する事項とされました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

D&O保険に加入されている会社が多いと思われませんが、D&O保険と補償契約とでは、カバーされる範囲や支払までの手続等を比較すると一長一短があるため、役員の変更時期である定時株主総会の機会に、役員が萎縮することのない適切なインセンティブ付けができていないか、自社の現状に照らし検討することが望まれます。

なお、D&O保険契約を更新する際には改めて契約内容を決定することになるため、取締役会決議を要するという指摘がありますので、契約更新も漏れないように取締役会決議事項として規定しておくことが穏当です。

## (2) 取締役会付議基準の絞り込み

近年、ガバナンス強化の観点から社外取締役の増員等を通じた監督機能の向上が求められています。これに伴い、取締役会の役割も意思決定機能を重視したマネジメント・モデルから、監督機能を重視したモニタリング・モデルに移行することが想定され、その場合個別具体的な業務執行に関する事項については業務執行側にその権限を委任することになるため、数値基準の引き上げや対象範囲の限定などにより取締役会付議基準をより重要なものに絞り込むことが考えられます。

## 第4 コロナ禍等の不測の事態への備え

### 1 バーチャルオンリー株主総会【定款】

上場会社は、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けて注6、株主総会を「場所の定めのない株主総会」とすることができる旨を定款に定めることで、バーチャルオンリー株主総会が開催可能になります（産業競争力強化法66条1項）。定款変更なしにバーチャルオンリー株主総会を開催可能とする特例措置は2023年

6月16日をもって終了しているため、実際にバーチャルオンリー株主総会を開催するか否かにかかわらず、感染症拡大や天災地変の発生等の不測の事態に備え、定款変更しておくことが考えられます。

なお、議決権行使助言会社であるISS (Institutional Shareholder Services) が、「バーチャルオンリー型株主総会の開催を感染症拡大や天災地変の発生に限定する場合」を除き、原則として反対推奨することとしていることを踏まえ、そのような限定を明記することも考慮に値します。

### 【定款】バーチャルオンリー株主総会に係る定款変更例(下線部参照)

変更前	変更後
<p>第●条(招集)</p> <p>定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第●条(招集)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2. 当会社の株主総会は、<u>場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>【OR】</p> <p>2. 当会社は、<u>感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして</u></p>

注6 経済産業省「場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)に関する制度」([https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei\\_innovation/keizaihousei/virtual-only-shareholders-meeting.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/virtual-only-shareholders-meeting.html))ご参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

適切でないと取締役会が  
決定したときには、株主総  
会を場所の定めのない株  
主総会とすることができる。

## 2 剰余金の配当の決定機関の変更【定款】

コロナ禍等の不測の事態によって期末決算業務に遅延が生じると、定款上、事業年度末日時点の株主に対して剰余金の配当を行う旨の基準日の定めがあるにもかかわらず、基準日から3か月以内に配当決議ができずに、基準日株主に対して剰余金の配当ができないという事態に陥り、株主に不利益が生じる可能性があります。

このような事態への備えとして、会社法459条1項に基づき、株主総会のみならず取締役会でも剰余金の配当の決定を行える旨の定款の定めを設けておくことが考えられます。当該規定を設けるためには、取締役の任期が1年である必要があるため（同柱書第1括弧書）、この点も含めた定款変更を要する場合があります。

なお、会社法460条1項に基づき、剰余金の配当の決定権限を株主総会から奪う場合はもちろん、これを奪わない場合でも会社の機関設計によっては反対（反対推奨）する機関投資家や議決権行使助言会社も存在するため、機関投資家等の動向を注視する必要があります。

### 【定款】剰余金の配当の決定機関の変更に係る定款変更例（下線部参照）

変更前	変更後
(新設)	<p>第●条（剰余金の配当等の決定機関）</p> <p>当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を定めることができる。</p>

## 第5 おわりに

株式会社の定款・株式取扱規程・取締役会規則といった会社機関に関する規程については、会社法改正の際に見直されるのが通例ですが、本来的には日々進化し続ける自社のコーポレートガバナンスの在り方に即したカスタマイズが必要になります。

多くの上場会社が定時株主総会を控えられ、会社機関に関する規程の参照頻度が高まる時期かと思えます。これらの規程が自社のコーポレートガバナンスの在り方に即した内容になっているか、本稿がその点を見直す契機となれば幸いです。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。